

(1) 国税庁ホームページを利用した申告書等の作成手順	3
(2) 【事例1】 国税庁ホームページを利用して申告書等を作成する場合の具体的入力例	4～11
(3) 確定申告書の記載手順（手書きの場合）	12～13
(4) 【事例2】 特定口座を利用していないケース	14～21
(5) 【事例3】 特定口座を利用しているケース	22～27
(6) 【事例4】 上場株式に係る譲渡損失を繰り越すケース	28～33
(7) 【事例5】 特定口座の譲渡損失を配当所得等から控除し翌年以後に繰り越すケース	34～39
(8) 【事例6】 前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等及び配当所得等から控除するケース	40～44
(9) 【参考1】 令和3年分 株式等の譲渡所得等のあらまし	45
I 株式譲渡益課税のあらまし	45
II 取得費（取得価額）	49
III 譲渡所得等の金額及び税額の計算	51
IV 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例	52
V 特定口座制度	54
VI 国外転出時課税制度の概要	57
VII 株式等に係る譲渡所得等のその他の特例	58
VIII 上場株式等の配当等の課税関係	62
(10) 【参考2】 給与所得金額の計算表など	63

## はじめに

- 有価証券の譲渡による所得のうち、株式等の譲渡に係るものは、原則として、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の方法により課税されます。
- この冊子は、株式等に係る譲渡所得等に関する申告書の作成方法等を記載しています。申告書の作成に当たっては、「令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」（国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできます。）と併せてご覧ください。
- 申告書は、e-Taxによる送信のほか、郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することもできます。郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限（令和4年3月15日（火））**内となるよう、お早めにご送付ください。
- 税務署の閉庁日（土・日曜日・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんが、**一部の税務署**では、**2月20日と2月27日**に限り**日曜日**でも、確定申告の相談及び申告書の受付を行います。詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

## 注意点

- 株式等に係る譲渡所得等に対しては、**地方税（住民税）**も課税されます。  
なお、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した方は、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません（住民税については57ページの「参考事項2」参照）。
- **あなた（株式等をお売りになった方）を控除の対象者として、「配偶者（特別）控除」、「扶養控除」の適用を受けている方がいる場合には**、あなたの合計所得金額（16ページ参照）によっては、これらの控除の適用が受けられないことがあります。特に、これらの**控除を受けている方が給与所得者の場合はご注意ください**。
- 平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。